

○山縣市国民健康保険税減免取扱要綱

平成15年4月1日

訓令甲第18号

(趣旨)

第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条、山縣市国民健康保険税条例(平成15年山縣市条例第52号。以下「条例」という。)第14条の2に規定する国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免については、この要綱に定めるところによる。

(減免の対象)

第2条 保険税の納付義務を負う世帯主又はその世帯に属する被保険者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、その世帯の生活が著しく困難となり、利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず支払能力に欠けると認められる場合は、保険税を減額し、又は免除することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害により、資産に被害を受けたとき。
- (2) 傷病、廃業、失業等により、減免申請書が提出された年(以下「該当年」という。)の所得見込額が前年所得額と比較して著しく減少したとき。
- (3) 申請月を含め、過去3箇月平均所得が、生活保護基準額以下のとき。
- (4) 資産割額が該当年の所得見込額に比較して過大であるとき(条例第10条の規定による保険税の軽減世帯において資産割額が過大の場合を含む。)
- (5) 該当年の所得見込額が条例第10条の規定により算定する保険税の軽減基準以下のとき。
- (6) 国民健康保険法第59条第1号及び第2号に該当したとき。
- (7) 前各号に類する事由又は特別の事情があるとき。

(減免の割合)

第3条 前条に該当するものの減免割合は、別表のとおりとする。

(減免の申請)

第4条 保険税の減免を受けようとする納付義務者は、保険税減免申請書を市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、受理簿に記入し、速やかに調査し、申請の事由が事実と相違ないことを確認するものとする。この場合において、必要と認めるときは、収入申告書、申請の事由を証明する書類等を提出させ、又は職員に事情聴取させることができる。

(減免の適用)

第5条 第2条の規定による減免は、減免申請のあった月以降に納期が到来する保険税から減額し、又は免除する。

(適用の調整)

第6条 同一世帯において、第2条各号中、2つ以上の規定に該当するものについては、減免割合の大きいいずれか1つの規定を適用する。

(減免の通知)

第7条 保険税の減免を決定したときは、その変更額を当該申請者に対し、速やかに通知しなければならない。なお、不承認の場合も同様とする。

(減免の取消し)

第8条 市長は、保険税の減免措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その措置を取り消し、その旨を当該申請者に通知する。

- (1) 資力の回復その他の事情の変化によって、減免が不相当と認められるとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正の行為によって、減免の措置を受けたと認められるとき。

- 2 前条の規定により減免措置を取り消したときは、減免により免れた保険税の全部又は一部を徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、合併前の(高富町)国民健康保険税減免取扱要綱(平成7年12

月1日施行)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表(第3条関係)

減免理由	適用範囲	減免割合		備考	
第2条第1号	資産が震災、風水害、火災等により被害を受けたとき。	当該事由が発生した日以後に納期が到来する納付額			
		全焼又は全壊	免除		
		半焼、水損又は半壊	75%以内		
		床上浸水	50%以内		
第2条第2号	前年の所得金額が400万円以下で、当該年の所得見込額が前年所得額と比較して2分の1以下に減少したとき。	前年の所得金額	保険税の減免割合	※ 収入申告書	
		100万円以下	80%以内		
		200万円以下	70%以内		
		300万円以下	60%以内		
第2条第3号	申請月を含め、過去3箇月平均所得が生活保護基準額以下のとき。ただし、生活保護基準額は、給与収入と見なす。	生活保護基準額に対する月平均所得額(過去3箇月平均)の不足割合×保険税		※ 収入申告書	
第2条第4号	資産割額が当該年の所得見込額と比較して過大であるとき。(条例第10条の規定による保険税の減額世帯で、資産割額が過大の場合を含む。)	当該年所得見込額の2分の1に対する資産割額の割合	資産割額の割合	保険税の減免割合	※ 収入申告書
			20%以上	70%以内	
			10%以上	50%以内	
			5%以上	30%以内	
第2条	当該年の所得見込額が、	条例第10条に準じ、均等割額及び平等割			

条第 5号	条例第10条の規定により 算出する保険税の軽減基 準以下のとき。	額を減免	
第2 条第 6号	被保険者が 1 日本国外にあるとき。 2 少年院その他これに準 ずる施設に収容された とき。 3 監獄、労役場その他こ れに準ずる施設に拘禁 されたとき。	当該被保険者に係る所得割額、資産割額 及び均等割額を免除 ただし、世帯全員の場合は、平等割額を 含め免除	
第2 条第 7号	特に必要と認めるとき。	その都度必要と認める割合	